

## 濱元 勉

---

差出人: 濱元 勉  
送信日時: 2018年6月8日金曜日 20:59  
宛先: 伊波 勇  
件名: FW: 【質問・回答】懲戒処分公表関係  
添付ファイル: 懲戒処分に係る問い合わせ.pdf; 応答要領.pdf

転送します。

---

From: 徳元 強太  
Sent: Friday, June 8, 2018 8:11 PM  
To: 濱元 勉 <[redacted]>; 一瀬 保 <[redacted]>; 堤 知宏 <[redacted]>; 王田 一成 <[redacted]>; 比嘉 美由貴 <[redacted]>; 有馬 新一郎 <[redacted]>; 新里 亮太 <[redacted]>; 幸地 由樹 <[redacted]>; 宮城 魁 <[redacted]>  
Cc: 中嶋 浩一郎 <[redacted]>; 高木 健司 <[redacted]>; 稲嶺 盛敏 <[redacted]>; 本田 豊信 <[redacted]>; 小酒井 修 <[redacted]>; 徳元 強太 <[redacted]>; 赤嶺 遼伍 <[redacted]>; 勝連 優之 <[redacted]>  
Subject: 【質問・回答】懲戒処分公表関係

お疲れ様です。

本日1700にピンナップを行った懲戒処分の公表について、各報道機関より問い合わせがあり、準備していた応答要領で回答しましたので、ご報告いたします。

報道室 徳元 ( [redacted] )

### 【防衛省職員の方へ】

このメールの一元的な管理に責任を有する文書管理者は、沖縄防衛局総務部報道室長です。  
このメールは、沖縄防衛局総務部報道室長が公文書管理法に基づきH32年3月31日まで適切に保存しております。  
このメールを受信された方は、上述の保存期間内(※)に確実に廃棄するようにしてください  
(万が一、上述の保存期間を超えて保存する必要がある場合には、このメールの送信者に申し出てください)。  
(※)保存期間が空欄の場合、メールの受信日中に確実に廃棄してください

## 報道機関からの問い合わせ状況について（懲戒処分公表関連）

総務部報道室

回答日時	社名 記者名	連作先	質問内容	対応	難読	備考
6/8 1700	■	■	・事実関係及び見解 ・本人の所属部署 ・本人は退職したのか	応答要領 (問1) 応答要領 (問1の更問5) 応答要領 (問14)	本田	
6/8 1720	■	■	・事実関係及び見解 ・賃貸借契約等に係る部署に所属していたのか ・不動産などの副業をしていたのは事実か ・インサイダー的な事を行った事実 ・本人は退職したのか	応答要領 (問1) 応答要領 (問1の更問6) 応答要領 (問1の更問7) 応答要領 (問12) 応答要領 (問14)	本田	
6/8 1825	■	■	・事実関係及び見解 ・書籍中のどのような内容が疑惑を抱かせるのか ・兼業違反の具体的な内容 ・局はどのように対応してきたのか ・停職20日の根拠 ・本人は退職したのか	応答要領 (問1) 応答要領 (問1の更問1、2) 応答要領 (問1の更問3、4) 応答要領 (問3) 応答要領 (問4) 応答要領 (問14)	本田	
6/8 1845	■	■	・事実関係及び見解 ・兼業違反の具体的な内容 ・不動産などの副業をしていたのは事実か ・局は聞き取りしたのか。また、本には何と話しているか ・インサイダー的な事を行った事実 ・本人は退職したのか	応答要領 (問1) 応答要領 (問1の更問3、4) 応答要領 (問1の更問7) 応答要領 (問1の更問9) 応答要領 (問12) 応答要領 (問14)	本田	
6/8 1920	■	■	・事実関係及び見解 ・書籍中のどのような内容が疑惑を抱かせるのか ・兼業違反の具体的な内容 ・停職20日の根拠 ・本人は退職したのか	応答要領 (問1) 応答要領 (問1の更問1、2) 応答要領 (問1の更問3、4) 応答要領 (問4及び更問) 応答要領 (問14)	本田	
6/8 1800	■	■	・事実関係及び見解 ・本人の所属部署 ・兼業違反の具体的な内容 ・回収を本人がしているとあったが、その状況 ・本人は退職したのか	応答要領 (問1) 応答要領 (問1の更問5) 応答要領 (問1の更問3、4) 応答要領 (問9) 応答要領 (問14)	徳元	
6/8 1820	■	■	・本人は退職したのか ・兼業違反とは何か ・停職20日の根拠	応答要領 (問14) 応答要領 (問1の更問3、4) 応答要領 (問4及び更問)	徳元	
6/8 1900	■	■	・事実関係及び見解 ・書籍中のどのような内容が疑惑を抱かせるのか ・兼業とは何か ・インサイダー的な事を行った事実 ・停職20日の根拠 ・本人は退職したのか	応答要領 (問1) 応答要領 (問1の更問1、2) 応答要領 (問1の更問3、4) 応答要領 (問12) 応答要領 (問4、更問) 応答要領 (問14)	徳元	
6/8 1830	■	■	・事実関係及び見解 ・兼業違反の具体的な内容 ・本人は退職したのか	応答要領 (問1) 応答要領 (問1の更問3、4) 応答要領 (問14)	勝達	

6/8	1900	■■■■	■■■■	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事実関係及び見解</li> <li>・ 兼業違反の具体的な内容</li> <li>・ 本人は退職したのか</li> </ul>	応答要領 (問1) 応答要領 (問1の更問3、4) 応答要領 (問14)	勝連	
6/8	1815	■■■■	■■■■	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事実関係及び見解</li> <li>・ 兼業違反の具体的な内容</li> </ul>	応答要領 (問1) 応答要領 (問1の更問3、4)	勝連	
6/8	1800	■■■■	■■■■	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事実関係及び見解</li> <li>・ 本人は退職したのか</li> </ul>	応答要領 (問1) 応答要領 (問14)	勝連	

問1 沖縄防衛局の職員が、「軍用地投資入門」という本を出版するに当たり、職務上の上級者に対し、文書をもって届け出ることを怠り、また、その内容について、国民の疑惑や不信を招くような内容であったとして、さらに、調査の過程において兼業違反の事実もあったとして、停職20日の処分を受けているが事実関係及び見解を問う。

(応答要領)

- 1 ご指摘のとおり、当局現職職員が「軍用地投資入門」という本を出版したことは事実である。
- 2 防衛省の現職職員が本を出版しようとする場合、その内容が防衛省・自衛隊に関係するか否か、また、自衛隊員ひいては国家公務員としての立場から当然守るべき服務及び規律に関する事項に関係するか否か等、幅広く関係性を判断する必要があるため、出版しようとする職員から届け出を受け、防衛省内部で内容を精査することとなるが、今般その届け出がなされておらず、当該書籍の出版は正当な手続きを経て行われたものではない。
- 3 今般の書籍出版は、当該職員が防衛省の内部手続きを行わずに行ったものであり、また、調査の過程において本人が兼業に係る手続きを怠り兼業違反を起こしている事実が判明した。これらの手続きを怠ったことは「職務上の注意義務違反」に当たり、兼業違反は、「私企業への関与制限等義務違反」に当たるものである。さらに、その内容が防衛省の職員として公正な職務に対する国民の疑惑や不信を招くような内容であり、これは「品位を保つ義務違反」に当たる。これらの違反事実と本件が部内外へ与えた影響等を鑑み、当該職員に対し、停職20日の処分を課したものである。

(参考)：「部外へ影響を与え沖縄防衛局の信用等を失墜させた行為」

自衛隊法58条(品位を保つ義務)：「隊員は、常に品位を重んじ、いやしくも隊員としての信用を傷つけ、又は自衛隊の威信を損するような行為をしてはならない」

「兼業違反」

自衛隊法第62条第1項(私企業からの隔離)：「隊員は、営利を目的とする会社その他団体の役員若しくは顧問の地位その他これらに相当する地位につき、又は自ら営利企業を営んではならない。」

自衛隊法第63条（他の職又は事業の関与制限）：隊員は、報酬を受けて、第60条第2項に規定する国家機関、行政執行法人及び地方公共団体の機関の職並びに前条第1項の地位以外の職に就き、あるいは営利企業以外の事業を行う場合には、防衛省令で定める基準に従い行う防衛大臣の承認を受けなければならない。

「書籍出版及び兼業に係る手続きを怠った行為」

職務上の注意義務違反：「部外に対する意見発表の際の手続きの実施について（通知）」（27.10.1）及び「隊員の分限、服務等に関する訓令」（昭和30年防衛省訓令第59号）

- 4 このよう事象が発生し、また職員の懲戒処分に至ったことは誠に遺憾である。
- 5 いずれにしても、当局としては、今後このようなことが起こらないよう再発防止に向け万全を期す考えである。

更問1 当該書籍のどのような部分が国民の疑惑や不信を招くような記述なのか。

（応答要領）

- 1 当該書籍は、沖縄防衛局の現職職員が軍用地の投資を推奨していること、また、防衛省が全力で進めている米軍再編事業を否定、疑問視する等の記述を行っており、そのような記述は、防衛省の職員として公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くような内容である。

更問2 具体的にはどこの部分か。

（応答要領）

- 1 本書籍の中において「ローリスク・ミドルリターン」の投資として、軍用地の投資を推奨しているが、軍用地については、安保条約目的達成のため原則、当局と土地所有者との間において賃貸借契約を締結し、土地所有者の方のご理解をいただきながら使用しているものであり、当局職員が自ら軍用地

を投資目的として推奨することは極めて不適切な内容であると考えている。

- 2 また、当該書籍の中で、「軍用地主の最大のリスクと言えば米軍基地が返還されること」等が記述されているが、防衛省としては、沖縄の基地負担軽減を図るべく米軍再編事業を全力を挙げて取り組んでいるところであり、当該職員の記述は著しく認識を逸脱しており、防衛省職員の職務執行に対する意識に不信感を抱かせ、防衛省への信頼を著しく失墜させる極めて隊員たるにふさわしくない内容である。

防衛省としては、今後とも引き続き沖縄の負担軽減を図るべく米軍再編事業に全力を挙げて取り組む所存である。

- 3 いずれにしても、当局としては、今後このようなことが起こらないよう再発防止に向け万全を期す考えである。

更問3 本件職員は、兼業違反をしたとのことであるが事実関係を問う。

(応答要領)

- 1 隊員が兼業を行う場合は、人事院が示す基準、例えば、
- ・独立家屋5棟以上の不動産の賃貸、
  - ・アパート10室以上の不動産の賃貸
  - ・駐車台数10台以上の駐車場の賃貸
  - ・不動産又は賃貸料収入の合計が年額500万円以上
- 等に該当するときは、防衛省訓令に基づき防衛大臣又はその委任を受けた者の承認が必要であるが、当人はその手続きを怠り、兼業違反を犯したものである。

更問4 本件職員は、具体的にどのような兼業違反をしたのか。

(応答要領)

- 1 被処分者がどのような不動産を賃貸し、どの程度の収入を得ていたかについては、個人のプライバシーに関することであることからお答えは差し控えたい。

更問5 処分を受けた職員の所属、官職名、氏名を教えてください。

(応答要領)

- 1 被処分者の所属等については、個人情報に関するものであることからお答えは差し控えたい。
- 2 公表に当たっては、個人が識別されない内容のものを基本としており、本日お知らせした内容以外のことについては、控えさせていただきたい。
- 3 ちなみに、これまでの懲戒処分の公表に当たっても、同様の内容としている。

更問6 処分を受けた職員は、軍用地の賃貸借契約に係る部署、または、土地の返還に係る部署へ所属していたことはあるのか。

(応答要領)

- 1 軍用地の賃貸借契約及び返還に係る業務は、様々な部署が関係しているが被処分者本人は、これまで軍用地の賃貸借契約及び返還自体を直接担当する部署へ所属していたことはない。

更問7 処分を受けた職員は、嘉手納基地の土地を購入していた、不動産などの副業もしていたとの情報は事実か。また、軍用地の面積、購入時期、賃料を教えてください。

(応答要領)

- 1 被処分者が土地の購入及び不動産等の副業もしていたか、また、軍用地の面積、購入時期、賃料については、個人のプライバシーに関するものであることからお答えは差し控えたい。
- 2 (ちなみに、被処分者は当該書籍の中で「2007年に、沖縄市に位置する嘉手納飛行場という基地の軍用地170坪を購入した。当時の軍用地料(借地料)は53万8000円」、「私も最初に購入した金武町のキャンプ・ハンセンの物件は、370万円を現金で支払いました。・・・その次も300万

円代の小さな軍用地を現金で買い集めました」と記述している)

更問8 当該職員がもっている軍用地の取り扱いについて、職員の処分に際してどのように取り扱われるのか。

(応答要領)

- 1 防衛省の職員が、軍用地に限らず、土地を購入し利益を得る場合で兼業に当たる場合には、防衛大臣等の承認が必要となるが、被処分者は、その手続きを怠り、兼業違反を起こしたものである。

更問9 沖縄防衛局として当該職員に聞き取りをしたのか。本人は何と話しているのか。

(応答要領)

- 1 当局としては、今回の事象に接し当然のことながら、被処分者から書籍の出版に至った経緯等について事情聴取を行ったところである。
- 2 被処分者が、どのような発言をしているかについては、個人のプライバシーに関することからお答えを差し控えさせていただきたいが、被処分者は、猛省し被疑事実については全て認めている。

問2 本件事実を沖縄防衛局としてどのように把握したのか。また、把握したのはいつか。

(応答要領)

- 1 本年4月23日夕刻、局内の職員から当局職員が書籍を出版しようとしているがしかるべき手続きは行われているのかとの問い合わせがあったことから本件事実に接したものである。

問3 沖縄防衛局としては、どのように対応してきたのか。

(応答要領)

- 1 本年4月23日夕刻、局内の職員から当局職員が書籍を出版しようとして

いるがしかるべき手続きは行われているのかとの問い合わせがあり本件事実  
に接したことから、翌24日には、自衛隊法施行規則第67条に基づき、懲  
戒補佐官を指名し、また、同法施行規則第69条に基づき調査員を指名し規  
律違反の事実の調査を行ったものである。

- 2 当局としては、当該調査結果に基づき、また懲戒補佐官の意見を踏まえ、  
本日、懲戒処分を行ったものである。

問4 停職20日については、どのような考え方の下で行ったのか。

(応答要領)

- 1 停職20日については、調査員が行った調査結果（本人からの事情聴取、  
各種証拠の検証等）に基づき、違反行為の内容、結果の程度、本件違反が部  
内外へ与える影響、違反者の地位階級及び本件違反に係る懲戒補佐官の意見  
等を踏まえ、また、過去の事例等も参考にしながら決定したものである。

更問 沖縄防衛局の現職職員が軍用地の投資を煽り、また、基地負担軽減  
に反するような論調で書籍を出しているが、それで停職20日という  
のは甘いのではないか。

(応答要領)

- 1 繰り返しになるが、停職20日については、調査員が行った調査結果（本  
人からの事情聴取、各種証拠の検証等）に基づき、違反行為の内容、結果の  
程度、本件違反が部内外へ与える影響、違反者の地位階級及び本件違反に係  
る懲戒補佐官の意見等を踏まえ、また、過去の事例等も参考にしながら決定  
したものである
- 2 当局としては、事実関係等に基づき厳正に処分を行ったところである。

問5 この職員は、「ローリスク・ミドルリターン」の投資として、軍用地の投資を推奨していること、また、「軍用地主の最大のリスクと言えれば米軍基地が返還されることです」と述べているが、基地負担軽減を進める立場の防衛省職員が米軍基地返還を「リスク」と指摘していること、さらには、「普天間を除く5施設が返還されて後も、これが2%程度縮小するだけで沖縄の過重な基地負担が大きく軽減されるわけではありません」等述べているが、これらの発言について沖縄防衛局としての見解如何。

(応答要領)

- 1 防衛省の現職職員が本を出版しようとする場合、その内容が防衛省・自衛隊に関係するものか否か、また、自衛隊員ひいては国家公務員としての立場から当然守るべき服務及び規律に関する事項に関係するか等幅広く関係性を判断する必要があるため、出版しようとする職員から届け出を受け、防衛省内部で内容を精査することとなるが、今般その届け出がなされておらず、当該書籍の出版は正当な手続きを経て行われたものではない。
- 2 従って、当該書籍の中で述べられている内容については、あくまでも個人が自身の考え方を書籍の中で述べたものであって、防衛省としてその内容の一つ一つについてコメントすることは差し控えたい。
- 3 しかしながら、ご指摘のとおり、本書籍の中において「ローリスク・ミドルリターン」の投資として、軍用地の投資を推奨しているが、軍用地については、安保条約目的達成のため原則、当局と土地所有者との間において賃貸借契約を締結し、土地所有者の方のご理解をいただきながら使用しているものであり、当局職員が自ら軍用地を投資目的として推奨することは極めて不適切な行為であると考えている。

また、当該書籍の中で、「軍用地主の最大のリスクと言えれば米軍基地が返還されること」等が記述されているが、防衛省としては、沖縄の基地負担軽減を図るべく米軍再編事業を全力を挙げて取り組んでいるところであり、当該職員の記述は著しく認識を逸脱しており、防衛省職員の職務執行に対する意識に不信感を抱かせ、防衛省への信頼を著しく失墜させる極めて隊員たるにふさわしくない行為である。

防衛省としては、今後とも引き続き沖縄の負担軽減を図るべく米軍再編事業に全力を挙げて取り組む所存である。

- 4 いずれにしても、当局としては、今後このようなことが起こらないよう再発防止に向け万全を期す考えである。

更問 さらに、ひとつひとつ個別の記述について質問された場合。

(応答要領)

- 1 問5の答えの範囲で回答。

問6 沖縄防衛局として、今般の書籍出版が部外へ与える影響について、どのように考えるか。

(応答要領)

- 1 今回の書籍出版が部外へ与える影響について、予断をもってお答えすることはできないが、いずれにしても当局現職職員が「軍用地投資入門」という本を出版するに当たり、防衛省内部で定められた手続きを怠り、自ら軍用地を投資目的として推奨することは極めて不適切な行為である。
- 2 また、当該職員の記述は著しく認識を逸脱しており、防衛省職員の職務執行に対する意識に不信感を抱かせ、防衛省への信頼を著しく失墜させる極めて隊員たるにふさわしくない行為である。
- 3 当局としては、今後とも関係機関等の理解を得ながら、また、沖縄の基地負担軽減を図るべく、引き続き全身全霊で取り組んでまいり所存であり、今後このようなことが起こらないよう再発防止に向け万全を期す考えである。

問7 沖縄防衛局として、今般、手続きを経ずに出版された書籍を差し止めるのか。

(応答要領)

- 1 防衛省の現職職員が本を出版しようとする場合、その内容が防衛省・自衛隊に関係するものか否か、また、自衛隊員ひいては国家公務員としての立場から当然守るべき服務及び規律に関する事項に関係するか等幅広く関係性を判断する必要があるため、出版しようとする職員から届け出を受け、防衛省内部で内容を精査することとなるが、今般その届け出がなされておらず、当該書籍の出版は正当な手続きを経て行われたものではない。
- 2 正当な手続きを経て出版された書籍でないことから、当局としては、本人の責任において回収等を行うことは、当然のことと考えているが、当該書籍の回収に当たっては、本人が、職務上の上級者に対する届け出を怠り混乱を招いたことを猛省し、本人自らが行っているものである。

更問1 手続きを経ずに出版された書籍であれば、すぐにでも差し止めるべきではないか。

(応答要領)

- 1 繰り返しになるが、当該書籍の出版は、正当な手続きを経て出版された書籍でないことから、当局としては、本人の責任において回収等を行うことは、当然のことと考えているが、当該書籍の回収に当たっては、本人が、職務上の上級者に対する届け出を怠り混乱を招いたことを猛省し、本人自らが行っているものである。

更問2 防衛省がすぐに差し止めを行わないということは、当該書籍は防衛省としてそれほど不利益を被る内容のものではないということか。

(応答要領)

- 1 ご指摘のとおり、本書籍は、沖縄防衛局の現職職員が軍用地の投資を推奨していること、また、防衛省が全力で進めている米軍再編事業を否定、疑問

視している記述もあることから極めて不適切な書籍である。

- 2 いずれにしても、当該書籍の出版は、本人が正規の手続きを経ずに行ったことは事実であり、本人が責任をもって回収すべきと考えている。

問 8 (当該職員は、軍用地を購入して借料を得ているとのことだが) 一般論として、防衛局職員が軍用地を購入し借料を得ることについて、問題はあるのか。

(応答要領)

- 1 一般の防衛省職員が、軍用地に限らず土地を購入し、不動産の賃貸料を得る場合で、兼業に該当する場合には、防衛大臣又はその委任を受けた者の承認が必要となる。

問 9 当該書籍について、防衛省が回収を指示して本人が回収をしているという情報があるが、事実か。

(応答要領)

- 1 防衛省の現職職員が本を出版しようとする場合、その内容が防衛省・自衛隊に関係するものか否か、また、自衛隊員ひいては国家公務員としての立場から当然守るべき服務及び規律に関する事項に関係するか等幅広く関係性を判断する必要があるため、出版しようとする職員から届け出を受け、防衛省内部で内容を精査することとなるが、今般その届け出がなされておらず、当該書籍の出版は正当な手続きを経て行われたものではない。
- 2 正当な手続きを経て出版された書籍でないことから、当局としては、本人の責任において回収等を行うことは、当然のことと考えているが、当該書籍の回収に当たっては、本人が、職務上の上級者に対する届け出を怠り混乱を招いたことを猛省し、本人自らが行っているものである。

問 10 4月に40代職員が「軍用地投資入門」を出版するに当たり、所要の手続きを取っていれば認められたか。軍用地投資を促すことにつながる内容自体に問題はないか。

(応答要領)

- 1 仮定の話について、お答えは差し控えさせていただきたい。
- 2 いずれにせよ、当局現職職員が「軍用地投資入門」という本を出版するに当たり、防衛省内部で定められた手続きを怠り、自ら軍用地を投資目的として推奨するなど極めて不適切な内容である。
- 3 また、当該職員の記述は著しく認識を逸脱しており、防衛省職員の職務執行に対する意識に不信感を抱かせ、防衛省への信頼を著しく失墜させる極めて隊員たるにふさわしくない内容である。

問 11 防衛省の職員が、大臣等の承認を得て（土地を購入したりして）収益を得ている事例はあるか。

(応答要領)

- 1 当局において、そのような事例はない。

問 12 被処分者本人は、軍用地を所有しているが、インサイダー的なことをやった事実はなかったのか。

(応答要領)

- 1 被処分者は、これまで軍用地の賃貸借契約及び返還自体を直接担当する部署へ所属していたことはなく、また、調査の過程においても、被処分者が、2007年に初めて軍用地を買った際の経緯等を確認した結果、ご指摘のインサイダー的なことをやった事実は確認されなかった。

更問 防衛局の職員で、賃貸借業務等を直接担当する部署の職員が職務上得られた情報を基に、軍用地を売買した場合は、インサイダーに当たっているのではないか。

(応答要領)

- 1 仮定の話については、お答えを差し控えたい。
- 2 当局としては、常日頃から職務を遂行するに当たっては、疑惑や不信を招くことがないよう心がけており、今般の事象を踏まえ、今後においては、このような事象が二度と起こらないよう、また職務遂行に当たっては、疑惑や不信を招くことがないよう、改めて、沖縄防衛局長から全職員に対し通知を行ったところである。

問 13 沖縄防衛局職員で軍用地を所有している職員はどれくらいいるのか。

(応答要領)

- 1 個人のプライバシーに関することでもあり、承知していない。

更問 1 今般の事象を踏まえ、沖縄防衛局職員の軍用地の所有の実態を把握すべきではないか。

(応答要領)

- 1 当局職員の軍用地の所有については、あくまでも個人のプライバシーに関することでもあり、把握することは困難である。
- 2 当局としては、常日頃から職務を遂行するに当たっては、疑惑や不信を招くことがないよう心がけており、今般の事象を踏まえ、今後においては、このような事象が二度と起こらないよう、また職務遂行に当たっては、疑惑や不信を招くことがないよう、改めて、沖縄防衛局長から全職員に対し通知を行ったところである。

問 14 処分を受けた本人は今後どのようなになるのか。

(応答要領)

- 1 本人は、6月9日付けで依願退職する予定である。

【総・総務課】

問 15 沖縄県内における米軍施設及び自衛隊施設の全体面積のうち、民有地、公有地及び国有地のそれぞれの割合について教えてもらいたい。  
また、米軍施設、自衛隊施設それぞれにおける民有地、公有地及び国有地の割合について教えてもらいたい。

(応答要領)

- 1 沖縄県内における米軍施設及び自衛隊施設の国有地、公有地及び民有地の割合は以下のとおり（※米軍施設の面積（専用施設）は、平成30年1月1日現在、自衛隊面積は平成29年3月31日現在にて集計）。

○米軍施設及び自衛隊施設での国有、民公有地の割合

国有地：約22%

公有地：約37%

民有地：約41%

○米軍施設（専用施設）での国有、民公有地の割合

国有地：約23%

公有地：約37%

民有地：約40%

○自衛隊施設での国有、民公有地の割合

国有地：約15%

公有地：約20%

民有地：約65%

【管・業務課】